

## 令和８年度第２回流山市こどもの権利部会 会議録

### 日時

令和８年８月４日（火）午後６時から８時４５分まで

### 場所

初石公民館１階会議室

### 出席委員

半田 勝久委員、郡司 美紀委員、小菅 恒夫委員、仁科 遥花委員、伊ヶ崎 さおり委員、田中 由実委員、小澤 孝江委員、市野 真紗美委員、直井 英樹委員、若者委員Ａ、若者委員Ｂ、若者委員Ｃ

### 欠席委員

なし

### 事務局

富安こども未来部長、南学校教育部長、平尾こども家庭センター所長、高畑指導課長、松田こども未来課長、育野こども未来課長補佐、鷺尾こども未来課こども政策室長、伊原こども未来課主任主査、山崎こども未来課主査、桐生指導課指導主事、大内指導課指導主事、小林こども未来課事務員、梅田こども未来課会計年度任用職員

### 議題

- （１）「（仮称）流山市こどもの権利条例」制定に向けた検討
  - ア こども・若者からの意見聴取の結果について
  - イ 委員アンケートの結果について
  - ウ 条例上のことば（用語）の定義について
  - エ 各主体の役割・責務について
- （２）こどもの権利の視点から行う「流山市こども計画」における令和７年度事業評価について
- （３）その他

## 配付資料

資料１：こども・若者の意見聴取の実施概要

資料２：流山市こどもの権利に関するアンケート調査結果

資料３：流山市こどもの権利に関するヒアリング・ワークショップ実施結果

資料４：権利部会委員アンケート結果について

資料５：「（仮称）流山市こどもの権利条例」における各用語の定義等について

資料６：「（仮称）流山市こどもの権利条例」における各主体の役割等について

資料６（別紙）：他自治体の各主体の責務・役割一覧

資料７：流山市こども計画における令和７年度の事業評価について

資料８：流山市こども計画個別事業一覧

資料９：流山市こども計画令和７年度事業評価（案）

## 議事録《概要》

### 《松田こども未来課長（事務局）》

それでは、令和８年度第２回流山市こどもの権利部会を開催させていただきます。司会を務めます、こども未来課松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに出席者のご確認をさせていただきます。本日は１２名中全員のご出席を賜っております。ありがとうございます。

次に配付資料の確認でございます。議事次第の他、資料１から９までございます。過不足があれば、事務局で都度対応させていただきますのでお申し付けいただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日は議題（１）で「（仮称）流山市こどもの権利条例」制定に向けた検討を行い、その後、議題（２）で「こどもの権利の視点から行う「流山市こども計画」における令和７年度事業評価について」を行う予定でございます。そのため、特別委員の方々は、議題（１）までのご出席となります。よろしくお願いいたします。

本日は審議する内容が多いので、終了時刻が１５分から３０分程度延長する可能性がございます。もし延長が難しいの方などいらっしゃいましたら、その都度お声掛けいただければと思います。よろしくお願いいたします。また、今回は記録作成のために録音をさせていただきます。

なお、忌憚のない意見交換を行えるよう、本部会を非公開とすることに関する規定、及び、今回の第2回以降の会議を非公開とすることについて、先般、子ども・子育て会議に議事をお諮りし、両方とも承認されましたことから、本日から、傍聴者なしの非公開で部会を開催させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは開会にあたり、こども未来部長、富安からご挨拶をさせていただきます。

《富安こども未来部長（事務局）》

皆さん、こんばんは。

こども未来部長富安と申します。

本日はお忙しい中、また夜の時間にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方には日頃より、本市のこども施策の推進に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに改めて御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、この権利部会ですけれども、5月の下旬に第1回会議を開催して、こどもの権利条例の制定に向けた議論を開始していただきました。前回の会議の中で、こどもの意見を聴取するためにアンケートやヒアリング調査を実施するにあたって委員の皆様方からもご意見を賜ったところでございまして、実際、6月から7月にかけて、小学校4年生から高校3年生を対象としてアンケートを実施いたしました。

その結果、1万人を超えるこどもたちからの回答をいただいています。併せて声を聴かれにくいこどもたちに対してのヒアリングや児童館や小学校についてはワークショップの実施をすることができました。こどもたちが真剣に考えた思いをしっかりと受けとめ、当部会の検討に活かしていただければと思います。

また、2つ目の議題ですが、「（仮称）流山市こどもの権利条例」に加えて、昨年度に策定しました「流山市こども計画」の令和7年度の事業評価について、本年度からこどもの権利部会では、こどもの権利の視点からの事業評価についてご審議をいただきます。いただいた皆様の方からの意見につきましては、各担当部署にフィードバックをして事業の改善に進めていければと考えております。

最後に本日も審議内容が多く、また、時間的にも限られておりまして大変

恐縮ではありますが、皆様方の忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

今日はよろしくお願いいたします。

《松田こども未来課長（事務局）》

ありがとうございました。

それではここから先の議事進行は半田部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

《半田委員》

改めましてこんばんは。

こどもの権利部会長を拝命しております半田です。どうぞよろしくお願いいたします。

今、事務局からの説明もありましたように非常に多くの議題がありますので、時間を気にしつつ、皆さんの議論を積極的に出していただけるような運営を心がけていきたいと思います。

なお、暑いですし、また、難しい話だと緊張もしてくるかと思いますので、お水を随時飲むようにしてください。体調が優れず気持ち悪さなどを感じたら、随時退出いただいても構いませんのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題に沿って進めていきたいと思います。

議題（１）「（仮称）流山市こどもの権利条例」制定に向けた検討」のア「こども・若者からの意見聴取の結果について」から始めていきたいと思っています。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

《事務局》

資料１：こども・若者の意見聴取の実施概要

資料２：流山市こどもの権利に関するアンケート調査結果

資料３：流山市こどもの権利に関するヒアリング・ワークショップ実施結果

説明

《半田委員》

鷲尾室長ありがとうございました。

これだけ大規模な調査を企画し実施し、そしてまとめていただきました。

事務局の皆さん、そして、このアンケートにご協力いただきました教育委員会ははじめ学校関係の皆様、そして量的調査だけではなく、質的調査に関わってくださった様々な施設とこどもたちが育ち学ぶ施設で実施していただいた皆様に心より感謝申し上げます。一般的には、こうした1万人規模の調査結果をまとめることは非常に労力が大きいので、コンサルタント会社などに数百万円の委託でやるところ、鷲尾室長を中心に事務局の方たちが、調査が締め切られてから今日に至るまでの短い期間で、これだけのものをまとめたいただいたご努力に心より感謝申し上げます。

調査結果の注目ポイントを説明していただきましたが、いろいろと面白いところがいっぱい出てきました。これらをベースに、これから条例づくりにおいて、こどもたち自身が、条例にどのようなこどもの権利を入れていこうかとか、流山市がこどもにやさしいまちを作っていくために必要な施策は何なのかというところに繋がる基礎資料として非常に重要なものになると思います。

そして、これを契機に継続して定点調査を行うというお話も出ていましたので、これから数年後にどのように変わっていくのか、そして条例ができた後、数値がどのように変化し、どう効果が出てくるのかということが分かるので、とても重要なポイントだと思いました。

そして、他にもいろいろな注目ポイントがあると思います。

資料2のアンケート調査結果の14ページ、「9 困ったときに相談できる人」にお父さんが3位にあるというところも注目ポイントと思いますが、4番目には学校の先生が約5割、そしてスクールカウンセラー、学校で相談に乗ってくれる人も約15%あるというところも、この流山市の学校教育の中で先生方がいろいろ丁寧にこどもの話を聞いてくださっているというところの表れでもあると思います。

13ページのポイント⑤を見ると、「問7 学校では先生に話したいことがあるとき、先生はあなたの話を聞いてくれますか」×「問5 自分の気持ちや言いたいことを伝えることができますか」で「いつも聞いてくれる」と回答したこどものうち大部分が、自分の気持ちを伝えることが「できている」（「そう思う」＋「まあそう思う」）と回答しました。そして、「いつも聞いてくれる」がリンクしているところも注目ポイントと思います。

こうしたクロス集計を取っていくときに、非常に特徴が出てくるわけですが、一方、全く聞いてくれないというところのこどもたちにどのような施策が可能なのかということをあわせて考えていくことも、こうした調査を分析

していくときには重要と思います。

11ページの「問7 学校では、先生に話したいことがあるとき、先生はあなたの話を聞いてくれますか」でも「いつもきいてくれる：65.1%」「だいたい聞いてくれる：32.4%」あるというところも注目すべきところと思います。

限られた時間の中、鷺尾室長からご報告をいただきましたが、今のご報告に対しましてのご質問やご意見、さらに、こんなクロス集計を試してみるのも面白いのでは、みたいなどころもありましたら、ここでだけではなく、また後で、事務局に伝えていただくということもいいと思います。

それでは、これに関しまして、ご意見ご質問等ありましたらよろしく願いいたします。

はい、小澤委員よろしくお願いします。

《小澤委員》

学校側の協力体制の中、こどもの権利に関するアンケート調査結果をまとめていただいて、とても感動しました。

《半田委員》

ありがとうございます。

他いかがでしょうか。アンケートの内容でも構いません。

はい、伊ヶ崎委員。

《伊ヶ崎委員》

アンケートとヒアリング・ワークショップ、すごい調査結果という感想しかなのですが、このアンケートとかヒアリングの内容見ると、結構大人に知って欲しいという内容が書いてあるのですが、大人への「こどもの権利」のアンケートは取らないのですか。「こどもの権利」がありますという大人向けのアンケートを取ることはないのですか。

《鷺尾こども未来課こども政策室長（事務局）》

まだ、具体的に決まっていないです。しかし、今後「こども計画」を令和9年度に見直しをするタイミングがありますので、そのときに、大人に対してのアンケートは必要になってくるかなと思います。そのタイミングでできればと思います。

《半田委員》

はい。ありがとうございます。

他いかがでしょうか。ヒアリングに関わられた方とかおられましたら。

はい、田中委員お願いします。

《田中委員》

私は、地域子育て支援拠点のヒアリングを実施いたしました。資料3の22ページと23ページ、「4-9 地域子育て支援拠点」です。

地域子育て支援拠点は、0歳から3歳ぐらいまでのこどもが中心のため、自分のことを話すことがなかなかできないので、親に聞きました。「こどもの権利条例」を流山市は作ろうとしている、当然ながら赤ちゃんにも権利があります。だけど、赤ちゃんはしゃべれないので、その意見もできるだけ取れるように親御さんに代わってお伺いする前提でということを最初にお話をして行いました。

こどもから意見が取れたのは2歳から5歳ぐらいまでで、一言ぐらいもらいました。2歳の子とかは何をしているのが楽しいですかと聞いたら、今やっているワンちゃんのお散歩が楽しいと言うのですが、ワンちゃんというのは今遊んでいる牛乳パックのワンちゃんのことを言っている。だから、小さいこどもというのは、今がすべてというのがわかりました。

あとは、どうしても親のニーズ調査みたいな感じになってくるのですが、家事とお仕事に追われる家庭が多いので家事サポートサービスの支援があるといいなという声がありました。どうしても、こどもといるときなどはイライラして時間がない、そういう感じで、やっぱりそうなのかと思うところもありました。そんな感じでした。

《半田委員》

はい。ありがとうございます。

他にご協力いただいたところからの感想がありましたらお願いします。

はい、仁科委員お願いします。

《仁科委員》

資料3の16ページ、「4-6 児童発達支援センター」について、児童発達支援センターのつばさ園で、保護者へのヒアリングを実施いたしました。

働いている方も多く、対面でヒアリングするのが難しかったので、園で使

っているアプリを利用して一斉で自由記載のアンケート形式で、並行して意見を取らせてもらいました。

期間が1週間ぐらいで、ヒアリングまでに資料をもらってということもあって、実施期間が短く、熱い思いを持っている方だけしか、なかなか意見が出なかったというのがありました。少し期間を延長することで、倍以上の意見を出してもらうことができました。

対面ヒアリングもなかなか会う時間を調整できず、2名になってしまったのですが、事前にアンケートでいただいた内容も話した中で、こういう意見も出ましたというところで、それに対してはどう思いますかという意見交換というのもできました。

田中委員がおっしゃったように児童発達支援センターの方でもこどもからの意見というのではなく、その親が代弁者としての意見になるのですが、障害があるこどもは自分の意見を出したりするのが難しく、家の中が一番大事で、小さな社会の中で生きているというところがあって、その社会を広げてあげるためにはどうして欲しいかという要望が「⑤社会に理解・配慮してほしいこと」というところまでできました。

この話をしているときに、その障害についてみんなにわかって欲しい。でも、どうやってわかってもらえるのかというのは、大人の認知がまだ進んでいないから、障害を持っているこども、こどもからこどもへの差別的な見方というのはなかなかなくなっていかない。大人が説明できないし、障害児を育てている自分たちもなかなかどう説明してあげたらいいかというのがわかっていない現状なので、その大人が、社会を作る大人がもっと障害についてもわかっていて欲しいという気持ちがたくさん出ていました。

《半田委員》

ありがとうございます。

皆さんの協力があって、このような形にまとまってきましたので、引き続きこれを分析しながら、条例制定に向けて、さらには、こども計画の見直しや評価検証につなげていけるように、活用していければと思っています。

何か言い残した、言っておきたいことがある人いらっしゃいますか。

はい、若者委員Aをお願いします。

《若者委員A》

多分難しいと思うのですが、高校生の回答者数がもう少し欲しいと思

います。アンケートを見る限り、相談できる人がいるかとか、自分のことが好きかというところで、高校生になるほど割合が少ないという感じがしました。それをもとにすると、高校生は意外と相談できる人がそばにいないという問題を抱えていると思うので、その原因やこどもの権利を知っているかとか、それがどう関わっているのかというのを、もう少し多くの人に聴けたら、その関係性がわかりやすくなるのかなと思います。どうアンケートを取ればいいのかはわからないのですが、私の高校では、生徒会の方から全校ミーティングの時に全校生徒にアンケートを作って、一斉に時間をとってやってもらっていました。流山市の県立高校5校にこういうことができればもう少しデータが取れそうだなと思います。高校は流山市にあるが、住んでいる自治体が違う、流山市在住の子とか他自治体の私立高校等とかに通う子にも、場合によってはその意見を取ってもいいのかなと思います。

《半田委員》

ありがとうございます。

事務局から何かありましたら。

《鷲尾こども未来課こども政策室長（事務局）》

今回、高校には校長先生や教頭先生にご挨拶に行き調査の協力をお願いしました。より高校生からも今後ご意見がいただけるように、継続的に高校へアプローチして関係性を作っていきます。

《半田委員》

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、議題（１）のＡの方を終了させていただきます。

事務局ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

では続きまして、議題（１）のイ「委員アンケートの結果について」、事務局から説明よろしくお願ひいたします。

《事務局》

資料４：権利部会委員アンケート結果について

説明

《半田委員》

はい、ありがとうございます。

これにつきまして、すでに皆さんご回答いただいているところをおまとめいただいたということですが、意見、感想等ありましたらよろしくお願いいたします。

田中委員、お願いします。

《田中委員》

アンケート結果ありがとうございます。

ここにも書いたのですけれども、どうやってこどもの権利をこどもと大人に知らせていくかというところが一番考えるところです。先ほどのアンケートの結果を見ても、それを条例に取り込めたらいいと思います。

今から多分議論があると思うのですけれども、その前に各自治体の責務や役割とかやっておられていたので、その中で、こどもの権利を広めるところもあるし、ないところもあるのですけれども、流山市では、ぜひそういう文言を入れたいというふうに思いました。

《半田委員》

はい。ありがとうございます。

こども自身が学べること、また、大人がこどもの権利を正しく理解していく機会をどう増やしていくのか。そういった中では多様な啓発ツール、先ほど「こどもの権利かるた」の話もありましたが、そういうものを活用して、流山市独自で何か作っていく活動があるのも面白いと思います。検討に当たり把握が必要な資料データ、これも様々な、すでに先行している自治体の条例や普及啓発研修の実施状況などを把握していくということも重要だと思います。また、他自治体が学校において、どんな権利授業、権利学習をしているのかも重要だと思います。先ほどのアンケート・ヒアリング調査も、他自治体等の先行調査を参考に作ってくださっていると思いますが、先行調査（とうきょうこどもアンケート 2025 年等）の紹介もありましたが、これにつきまして何か、どんな調査だったのか何か情報ありましたらお願いできますでしょうか。

《伊ヶ崎委員》

私がお伝えさせていただいたのは、とうきょうこどもアンケートでした。

ひとり親の支援団体に加入していて、その参考資料として提示いただいたもので、こどもの権利について、定点調査をされたものです。書類の量がとても多いのですが、それぞれのこどもが、こどもの権利を知って、どのように変容していくのかというアンケート調査結果になっています。東京都が2023年より実施しており、2025年調査結果もすごい資料と思い、参考になればと思います。

#### 《半田委員》

ホームページにきっと掲載されていると思います。ありがとうございます。そんなところも参考にしながら作っていただければと思います。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また、何かご意見ありましたら、口頭や紙に書いて出していただいても、そうしたものをもとに反映させていただければと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、議題（１）のウ「条例上のことば（用語）の定義について」と、エ「各主体の責務・役割について」です。事務局から説明をよろしく願いいたします。

#### 《事務局》

資料５：「（仮称）流山市こどもの権利条例」における各用語の定義等について

資料６：「（仮称）流山市こどもの権利条例」における各主体の役割等について

資料６（別紙）：他自治体の各主体の責務・役割一覧  
説明

#### 《半田委員》

平尾所長ありがとうございます。

これまで、制定されている条例のいくつかをピックアップしてもらいながら、その中で整理していただきました。

整理をしていく中で事務局としても、それぞれの自治体の特徴や役割と責務の違いが、こんなふうになっているということを学んだ上で、流山市としてどのように方向を出していくのか、たたき台として、こんな感じで進めていくのはどうかというところをご提示いただいたと思います。

資料６（別紙）：他自治体の各主体の責務・役割一覧の名古屋市を見てい

ただくと、市（区）、市（区）民、保護者、学校や保育所等の施設、事業者、各主体すべてに責務規定を設けて、こどもの権利というものは、市に関わる人すべてがしっかりとやっていかなければいけない、努めなければいけないという強い意志を示したのが、名古屋市であります。

それ以外の武蔵野市、中野区、世田谷区、富田林市は、責務と役割というものに分けていて、市や学校や保育所等の施設には何かの責務という形にしていたりもしますが、保護者や市民に責務とすると、保護者自身も結構辛くなっていくのではないかという話も踏まえながら、役割にしているところもあるのかなと思います。

それらを整理した上で、流山市としては、富田林市の各主体共通の責務として、こどもの権利を知り、理解し、尊重し、保障するというところと、こどもの意見等を聴き、こどもの年齢、発達および状況に応じて、こどもの意見等を尊重し、こどもにとって最善の利益を第一に考えていくというものを共通の責務規定としておくのはどうかというご提案だと解釈しています。かなり細かいところであり、子ども・子育て会議とも相談しながら、最終的には調整ということが出てくるかと思います。こどもの権利部会の皆さんの思いとか、意見とかを参考にしながら、最終的に調整を図っていくことができればと思っております。

また、こども会議等でも、こどもの正直な気持ちを条例にテクニカルにどんなふうに反映させていけばいいのかというところは、今後の検討になっていくかとも思いますが、まずはこの段階で、ご意見やご感想ありましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

はい、若者委員Cをお願いします。

#### 《若者委員C》

資料5：1.（2）「（仮称）流山市こどもの権利条例」における「こども」の考え方（事務局案）の「定義」：①18歳未満の者と書いてあるのですが、先行自治体の事例だと全部のところに市民や市民に関係ある人という記述があるのですけれど、そこは何でわざわざ「者」としたのですか。

#### 《平尾こども家庭センター所長（事務局）》

ご質問いただきありがとうございます。

条例の条文に書く内容は、これから言葉を加えていこうと思っていまして、オーソドックスな基本となる枠組みを今回は作らせていただきました。今後、

こども会議やいろいろな調査の内容などを踏まえることと、先ほど半田委員からお話があったように市役所の法規担当とも相談しながら、最終的には他の4つの自治体を書いてあるような内容で条文を作っていきたいと考えています。

《半田委員》

他はいかがでしょうか。

はい、郡司委員。

《郡司委員》

こども関係施設等、育ち学ぶ施設等の「責務／役割」の規定についてです。

資料5の3ページ、③「こども関係施設等」（育ち学ぶ施設等 など）の例が、これだけたくさんあるときに、こどもを預かる中学校の立場からすると、責務だと思うのですが、ただ、こども食堂や若者の居場所の方たちに責務とまで言ってしまうと、もうこどもを預かれないと言ったら言い過ぎですけど、保護者が役割規定なのに、こういった方たちには責務規定というのは難しいと思います。しかし、資料6（別紙）：他自治体の各主体の責務・役割一覧に「各主体共通」として責務規定があり、そこで責務とあるので、こども関係施設、育ち学ぶ施設については、役割でいいと感じました。ただ、学校としては責務であるとは考えます。

《半田委員》

どうもありがとうございます。

他いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

《田中委員》

事業者は市民等に含まれる。こども関係施設等の例の中に塾とあるけれど、どんなふうにしてこどもの権利やこども条例ができたときにお知らせするのだろうというのはあります。学校やその関連のものに関しては、お知らせすることは比較的できるとは思います。その他スポーツクラブや部活動とかに関しては、地域移行とかありますので、学校からどんどん離れていくというふうにこれからなっていくので、その講師や先生などの人たちにどういうふうにこどもの権利をお知らせしていくのが課題と思います。

《半田委員》

はい、どうもありがとうございます。

全体で他にも意見をいただいた上で、最後に事務局から回答をお願いします。

他はいかがでしょうか。

はい、小澤委員をお願いします。

《小澤委員》

資料5の3ページ、各用語についての例は、条例に記載されるわけではなく、今回この施設等の「等」を説明するために、例を皆様に説明するための資料ですよね。そうだとすると、プレーパークやフリースクールが入っているけれど、親子劇場が入ってない。子ども会やガールスカウト、ボーイスカウトとか、要するに従来こどもの居場所であったところが1つも記載がないです。新しいプレーパークやフリースクールやこども食堂は、記載があるのですが、何十年とやっている団体の記載がないのは、例として挙げられる部分に載るのだったら、もう少し考えないと。無視されたと怒ってしまう人がいっぱいいると思います。

《半田委員》

他いかがでしょうか。はい、ありがとうございます。

まだまだいろいろ議論は尽きないところかとは思いますが、今現在の整理として、このような形でたたき台を作っていくということになるかなと思います。細かいところをいろいろまた詰めていくと、ここはこうした方がいいとかはいろいろあると思いますが、概ね、整理をしていただきながら、またテクニカルな部分とか、もう少し積み上がってきたところで、また、皆さんとも相談をさせていただきたく存じます。よろしいでしょうか。

その時はよろしくお願いします。

事務局からの回答をお願いします。

《平尾こども家庭センター所長（事務局）》

事業所や地域への周知についてですが、今年度は、こどもの権利部会や子ども・子育て会議で、条例の中身について検討いただくことになりますけれど、地域に周知するためには、こどもや大人にはどんなやり方がいいのかについても追って考えていただければいいかなと思っています。そうした中で広くこどもに関わる施設の方や事業者の方たちに知っていただけるような取

り組みができればいいと考えています。

もう1点が、今回、資料5でお示ししているこどもの定義や範囲が事務局案でいいかというところです。「こども関係施設等」や「育ち学ぶ施設等」の名称をどんな形で決めていけばいいのかを、時間が限られてしまっているので、どんなふうに進めさせていただければいいかと思ひまして、発言させていただきました。

#### 《半田委員》

ありがとうございます。非常に重要な議論をご提示いただきました。

まずは、こどもの権利部会は、ひらがな「こどもの権利部会」です。そして、流山市こども計画に関しては、ひらがな「こども計画」となっています。そして、川崎市や名古屋市、いろいろなところを見ていただくと、今日出していたところだと、富田林市以外は漢字の「子」とひらがなの「ども」という形の「子ども」になっています。これは先ほどご説明いただいたように令和5年に「こども基本法」が施行、「こども家庭庁」が設置され、その中で、ひらがな「こども」というものを、特定の固有名詞以外のところではひらがな「こども」を使っていこうというような流れも出てきております。今回これを（仮称）ひらがな「こどもの権利条例」という形にさせていただき、その定義は18歳未満の者プラス心身の成長発達にある段階の中における18歳以上のこどもも一部含むという解釈でひらがな「こども」を使っていこうというご提案だったと思います。

これに関して、皆様からご意見、ご感想をいただき最終的にどういうふうにしていくかという集約をしていくということであると思いますが、今この時点で、こんなふうにしていった方がいいのではないかというようなご提案、ご感想、ご意見ありましたらよろしく願ひいたします。

はい、郡司委員。

#### 《郡司委員》

私は、ひらがな「こども」でいいと思います。

例えば、教育振興基本計画も、最初、文部科学省は両方漢字「子供」を使っているのですが、漢字の提案をしたのですが、教育委員からいろいろなご意見をいただく中で、漢字でない「こども」というひらがなにした経緯もあります。「子ども家庭部」が「こども未来部」になって、ひらがな「こども」になっているのに条例だけ、また漢字にするのは、そもそも市としてどうかと

思う気持ちもあるので、ひらがな「こども」でよいのではないかと考えます。

《半田委員》

ありがとうございます。

他にご意見等ございましたらよろしくお願いします。

はい、田中委員。

《田中委員》

こどもに関しては、もう時の流れというしかないのだろうなと思います。私が育った数年前まで普通に漢字「子供」というのが普通のこと、何の違和感もなく使っていたところ、いや「供」はひらがなだというふうになって「子ども」を使う。そのうち「子」も漢字じゃない、ひらがな「こども」となってきた、ひらがな「こども」はトレンドみたいな感じに、もちろん、ひらがなの意味もあるとは思いますが、私も今作るのだったら、ひらがな「こども」なのかなと思います。ただ、自分がその文章に書くとき、「こども」というときは、あんまりひらがなが最近多くてわかりづらいと感じて、漢字「子供」にしたりとかします。でも、こういうのは多分ひらがなだろうというのが、今思うところです。

《半田委員》

他にいかがでしょうか。

《小澤委員》

何で「こども」表記でそんなにいろいろ議論しているか、若者委員はイメージが湧きますか？

《若者委員B》

違いがあまりわかっていないです。

《小澤委員》

80年ぐらいね、こどもの書き方決まらなくてふわふわ、ずっとふわふわしていたのです。

《半田委員》

今もなお、研究者や市民の方や政治家など、使う人によってその思いが使われているので、ここではこの「こども」をこう定義するという、定義と字をセットにして、表記と考えていくということでご理解いただくのがいいのかもしれないですね。

《小澤委員》

調べられると思います。書き言葉の「子供（こども）」の歴史みたいな感じで、ずっと生きてきて、ずーっと「子供（こども）」の書き方はいろいろでした。

《半田委員》

それともう1個、「こども関係施設等」とするか、「育ち学ぶ施設等」とするのか、市としても、皆さんのご議論を踏まえた上で決めていこうということで、まだ、両論が併記されていると思います。まだ、そのあたりはフラットな議論で、どちらがいいのかというところで、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

《伊ヶ崎委員》

私は、この条例をこどもが見たときに、「こども関係施設等」と書かれるか、「育ち学ぶ施設等」と書かれているかで感じる印象は、多分、「学ぶ」と書かれると、暗くて重く思うこどもが多いのかなと思うので「こども関係施設等」の方が、こどもにすーっと入ってくるかなと感じます。

《小澤委員》

「学ぶ施設」ですと、すぐにこどもに関する施設とは感じなかったのですが、「こども関連施設」だとパッと見た瞬間に、こどもが自分のことだというふうに思うし、わかりやすいです。「こども関係施設等」の方がいいのではないかと思いました。

《半田委員》

若者委員の皆様はいかがでしょうか。

《若者委員A》

私も同じで、「学ぶ」とすると、必ずしもこの施設の例を見ると、もちろん学べたらいいけれど、こどもが必ずしも学びを求めているとは限らない。ただ単に居場所を求めているという場合もある中で、「学ぶ」とすると限定されるのかなと思うので、それを考えると、「学ぶ」という言葉を入れるのは、少し強いのかなと思うので、私も「こども関係施設等」の方がいいのかなと思います。

《半田委員》

他、ご意見いかがでしょうか。

出していただいた意見も踏まえながら、方向性をご検討いただきながら、最終的には、条例として提案したものを、流山市として、いろいろ整合性とかを見ていきつつ、市議会にかけて、市議会の方の議員の意見等を踏まえながら最終的にそれを制定していくという手続きになっていくと思います。まずは、ここではフラットな議論を皆さんにさせていただき、それを基にできたものを、最終的にご提案を共有していければと思っております。

よろしいですか。

はい、小菅委員。

《小菅委員》

学校主体の定義の後ろに何が付くのかによって、要するに学校とこども食堂のような活動とでは、同じ責務や役割ではないと思います。後ろにその責務やいろいろなものが付いてくるのか、それともその中から「育ち学ぶ」というと学校をイメージしますけれども、学校とかそういうところの責務とか役割を分けて考えるのかによって、これは違うのではないかと思います。一緒にするのだったら、「こども関係施設」でふんわりさせるのがよいかもしれないという感想を持ちました。もう少し具体的に何がくっついてくるのかによって使い分けした方がいいのか、ふんわりした方がいいのかがあると思いました。

《半田委員》

はい。ありがとうございます。

ではこうした意見もいただきながら、方向性を定めていきたいと思います。

(1) 「「(仮称)流山市こどもの権利条例」制定に向けた検討」は、一旦

終了ということですが、特別委員の皆様の方で何かご発言等ありましたらよろしくをお願いします。

はい。それでは一旦よろしいですか。

《松田こども未来課長（事務局）》

特別委員の5名の皆様はここまでとなります。ありがとうございます。概ね5分程度の休憩を挟みましてまた再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【休憩】

《半田委員》

はいそれでは、次の議題を進めさせていただきます。

議題（2）「こどもの権利の視点から行う「流山市こども計画」における令和7年度事業評価について」。

事務局から説明をお願いいたします。

《事務局》

資料7：流山市こども計画における令和7年度の事業評価について

資料8：流山市こども計画個別事業一覧

資料9：流山市こども計画令和7年度事業評価（案）

説明

《半田委員》

ありがとうございます。

流山市こども計画を策定し、そしてこどもの権利の視点から評価検証をしていく、その柱になるものがこの事業評価になります。字が小さくて大変恐縮ですが、一通り皆さんには見ていただいたことと思います。

まずは、この多くの事業の中から、こどもの権利部会の中で、こどもの権利の視点から行う事業評価をどうするのかということは、前年度ご議論いただいた上で、全事業の評価をすべきだというお話もありましたが、中野区などを参考にしながら、資料8：こども計画個別事業一覧の「こどもの権利の視点から行う事業評価」欄に○とついているところを行ってもらったということです。そして、「令和7年度評価（A B C D）」欄は、A C Dが付いた

ところに関しては評価理由が書かれています。そして、こどもの権利の視点からの評価ということで、こども計画を策定したときに子どもの権利条約の①から④の一般原則、プラス、⑤「一人の人間として権利の主体であることの尊重」の視点という5つの事業評価の視点を出しました。これが、非常に概念的に評価する側として難しかったので、これをもう少しわかりやすい視点で評価すると、資料7：流山市こども計画における事業評価についての別表1のようになります。まずは、これに基づきながらご評価をいただいたということです。

会の運営としては、それぞれの見えてきた事業の中でのご質問をまずは受け付けていきたいと思います。そしてその後、今のところを実際に評価してみて、どうだったのか。担当課やこれを取りまとめていかれたこども未来課で、実際どうだったかというところの忌憚のないご意見ご感想もいただければと思っています。まずは、具体的な事業に関わるご意見やご質問をよろしくお願いいたします。

はい、小澤委員お願いします。

#### 《小澤委員》

全部を見る時間がなくて、最初のページだけになって申し訳ないのですが、どれも、ただ改めて、こういう取り組みをすることによって、役所の方々がこどもの権利を実際に考えるという啓発になっていると、今回、これが出てきて思いました。これが続いていくと、より浸透していくのではないかと思います。

事業番号：1の上から2番目、②③④で同じ事業評価が続けて出ている。「出産前からこどもの権利について理解が進むよう、すべての妊婦にリーフレットを配付しました。」と全部同じ事業評価になっていると、本当に読んだのかなと思えたのですが、②「こどもの最善の利益」の視点だとこれになるのかなと思いました。

もう1つ思ったのが、事業番号：2の指導課のところ、学校は人権イコールいじめだけみたいな感じで受け取れたので、こどもの権利、人権はいじめのことだけではないということを言いたいと思いました。

#### 《半田委員》

はい、ありがとうございます。

同じ事業評価を貼り付けてあるところとか、まとめて①から④まではこう

だというように書いてくださったところもあるように思いますが、一応、事業評価の視点を分けているので、この区分けが難しい部分は、書く側としてはあると思うのですけれど、そうしたものをそれぞれの課で事業を評価する視点に基づいて、できる限りの評価をいただきたいというご意見かと思います。

あとは、いじめ防止授業は、事業番号：1の②のところと、事業番号：2のところ、2つですね。

今はスクールロイヤーの方がすべての市立学校を回っていただきながら、いじめ予防授業をしてくださっていると伺ったことがあります。そのようないじめ予防授業だけではなく、こどもの権利を学んでいけるようなことが、これから条例が制定され、アンケート結果にも、こども自身がこどもの権利を学んでいきたい、大人にも知っていただきたいというようなことが出てきたことも踏まえながら、どう事業に入れ込んでいくのか、今後の検討課題として挙げられるというご意見を含んだところと思います。

#### 《小澤委員》

今年度は全然また違う形で動かれている。多分、去年度までは、教育委員会だから人権イコールいじめだったという感じがするのですが、来年の評価シートには、きっと違うことが書いてあるのだろーと思います。ここだけ読むと、いじめだけ、人権イコールいじめではないよねという感じで受け取られると思います。

#### 《半田委員》

ありがとうございます。

今のところをわかる範囲で回答をお願いします。

平尾所長お願いします。

#### 《平尾こども家庭センター所長（事務局）》

ありがとうございます。

こども家庭センターとして、母子手帳の交付のときに、どうやって親になる方にこどもの権利があることをお伝えしていくべきなのか、以前から小澤委員からは、子ども・子育て会議の中でこのような質問があったので、今回、ご意見をいただくかなとは思っていました。

また、田中委員からお話があったように、この評価をするにあたって、担

当課としてはどうだったかというところにも当たるところではあるのですけれど、令和7年度は、当然のことながらこどもの権利というのは、頭に入れながら事業をやらなくてはいけないし、どうやってこどもの権利を保障するのかというところは考え続けていかなければいけないことであったと思います。令和8年度になって令和7年度の評価をこの視点でやるときに、相当悩み、何て書けばいいのかというところから始まりました。昨年度、事業実施した者たちが率直に書いたものとしては、こどもの権利の視点から行う事業評価については、②「こどもの最善の利益」、③「命を守られ成長できること」、④「こどもの意見の尊重」をしていくということを、リーフレットを見ることで、まずは、保護者の方に知ってもらおうという視点で、事業実施したということでしたので、見た感じ同じことを並べただけになってしまっているのですがそういう理由で書かせていただきました。

今年度、こども家庭センターに事業が移管されて、母子手帳そのものは以前からお話させていただいているように変更が難しいです。ただ、全件面談をさせていただいているので、そこでリーフレットを配るだけではなく、例えば、ヒアリングシートがありますので、そこで、こどもの権利を知っていますかとヒアリングする、そうすると知っている、知らないと回答いただく中で、直接、保健師が面談して、口頭でやりとりをすることで、こどもの権利に関する認識をしてもらえるので、まずは知ってもらうことで1歩進むのではないかと考えています。来年度の評価に期待いただければと思います。

《半田委員》

いじめ予防授業のところは、今どんな感じで行われているのでしょうか。

《松田こども未来課長（事務局）》

後日、まとめて報告いたします。

《半田委員》

はい。ありがとうございます。

《小澤委員》

私も入っているのですけれど、スタンバイ、いじめ予防授業。

私とは別に、法律専門家ではないですが、そういう講師も置いてやっているみたいです。

《半田委員》

スタンドバイというのは何でしょうか。

《小澤委員》

スタンドバイが流山市に入っているのですけれど、今、説明した方がいいですか。

《平尾こども家庭センター所長（事務局）》

今回はこどもの権利の視点から行う事業評価が議題です。8月17日の子ども・子育て会議で、全事業を評価したものをまた皆様に審議いただくことになっていますので、その機会に説明ができると思います。

《田中委員》

いじめ防止授業をやっていると思います。小学校5年生くらいで、年に1回はやっていると思います。

《小澤委員》

全校やっていて、小学校5年生と中学校2年生でやっているの、中学校1年生にスタンドバイと言って脱傍観者教育事業というのがあって、そのコースで中学校に入っています。

《半田委員》

はい。他いかがでしょうか。

《小澤委員》

17日に子ども・子育て会議があるので、みんな宿題にして、この権利部会のところだけやった方がいいと思うのですが。

《半田委員》

限られた時間の中、少ししか時間は取れませんが、今現時点で気になるところがありましたらよろしくお願いします。

その前に、実施してみて担当課の反応はどんな感じだったのか、非常に取りまとめも難しかったと思いますが、そのあたりについて所感等ありましたらお願いします。

はい、鷺尾室長お願いします。

《鷺尾こども未来課こども政策室長（事務局）》

今回こどもの権利の視点から評価させてもらったのですけれども、担当課とやりとりしている中で、どう表現したらいいかと本当に迷いました。

今年度から庁内職員向けの研修会等を始めたので、その中で考え方を伝えていきます。「こどもたちの最善の利益」を考えて、こどもたちのためにしっかりとやっているかどうか振り返ることが目的で、評価するだけの仕事ではないので、そこは履き違えないようにしないといけないと思っています。

「こどもの最善の利益」を考えて動けるようになれば、それがおのずと評価の書き方にも繋がってくるのだらうと思います。そのために、今後も継続的に職員に周知啓発をしていきながら、こどもの権利を職員の人たちにも理解していただいて、そして、各事業がよりこどもの権利を意識したものになるように、引き続き努力していこうと思います。

《半田委員》

ありがとうございます。

学校教育の中では指導と評価の一体化というところが非常に重要なポイントになっていて、事業計画を作るときにねらいを決め、そのねらいが達成できたかどうかという、その評価の基準を定めた上で事業を実施し、その過程の中で評価をしていく。そして、PDCAを回していくというところがポイントになるわけですが、今回、こどもの権利条約の4つの一般原則に基づきながら、こうした事業計画というのは作られ、実施はされていたのですけれども、改めて評価の基軸としてご提案をさせていただき、それに基づいて実施し、自己評価をする。その中で、改めての気づきみたいなものが出てくるのかと思います。そういった意味では、非常に意味のあるところだったと思います。こうしたものが浸透していく過程の中で、それぞれの事業と評価というものを一体化させたPDCAが回る中で、こどもの権利を実現していける事業評価になっていけばいいと思います。

さて、限られた時間ではありますが、何かありましたら。

《小菅委員》

評価する事業については、しっかりと①から⑤まで埋めようという努力があって、それが1歩なのだらうと思います。今、半田委員もおっしゃったけ

れど、これを繰り返していくうちに企画の段階で、この事業はどういうことをすることが、こどもの権利の何に配慮するという視点が持てるのかということが、あらかじめ設定されて、やった結果、その視点に対してどういう評価をするのかというのがあると、こどもの権利の視点から行う事業評価もレベル分けができるのではないかと思います。

全体の事業はA B C Dのレベル評価ができているけども、こどもの権利については、まだレベルというよりは、なにができたかというのを書くレベルなので、やったかやらないかが書けたという、それがきっと何回かP D C Aを回していくと、レベル評価もできるようになるのかなと思いました。

あとは、この視点から行う事業評価とそれ以外の任意記載との差。事業評価をやるよと言うと、きっと、無理やり書くところがあって、難しいことでも、形を入れると、そういう視点を持つという一步に繋がると感じました。任意記載で書いてあるところがどこかなと思ったら、こども家庭センターの事業や他の事業もありましたけど、そういう感想を持ちました。

それと、冒頭にあったこどもの視点からの事業評価を事業担当課とこども未来課がやりとりをすること自体が啓発というかそういう視点を持つために重要なことなのかなというのを改めて感じました。

《半田委員》

はい、ありがとうございます。

《小澤委員》

外国籍の方について、「差別のないこと」の視点のお話があります。

《伊ヶ崎委員》

柏で相談員やっているのですが、外国籍の方が本当に増えて外国籍のルーツを持つお子さんへの情報格差があります。こどもの権利について、外国籍の子は、親も認識が薄いし、こどもも理解が薄いと思います。そこに今後非常に強いパワーが持てるようになるといいなと思います。

《半田委員》

とても重要な視点だと思います。

障害があるというところはもちろんそうですし、多様な文化的背景のあるお子さんの支援というところをユニバーサルなダイバーシティ&インクルー

ジョンのポイントになってくるかと思いますが、この差別のないというものを、それぞれの担当課がどのように認識して評価結果を書かれるのかというところにも非常に重要なご提案になっていると思いました。

#### 《小澤委員》

多分、その視点が全く入っていないのではないかと思います。外国籍のこどもはどんどん増えているけれど、その視点が全然入っていない。障害を持たれている方へというのは、それなりにできているのに、そこが全く吸い上げがないのが気になっていて、話した方がいいと思いました。

#### 《半田委員》

ありがとうございます。

そのあたりは量的調査だけではなく今回ご報告いただいた流山市こどもの権利に関するヒアリング・ワークショップでなかなか見えてこない部分を抽出し、それを施策に反映させるというところができているので、こうした内容を踏まえて、それぞれの事業にも活かし、事業評価と事業実施に活かしていくことができればいいのではないかと思います。

次回の子ども・子育て会議のときに、まとめてご報告をいただく視点でも構いませんので、何か残りの時間にありましたらお願いします。

我々の準備不足というところもあったのかもしれませんが、こどもの権利の視点から、それぞれの事業を評価していくということの意味を我々自身も考えながら、特にご質問をいただいたように、例えば、公園の整備、充実というところにも、こどもの権利の視点というものをどう活かしていくのかというところが、こうした評価基準があると事業実施にも繋がっていくのかなというふうに思った次第です。

では、時間も限られてきましたので、議題（２）については終了させていただきます。

続きまして議題（３）「その他」です。

事務局から何かありましたらよろしくお願いします。

#### 《事務局》

次回の日程について報告

《半田委員》

他よろしいでしょうか。

それでは以上をもちまして、令和８年度第２回流山市こどもの権利部会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

以上